

## 仙北市障害者支援施設等物価高騰対策事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う障害者支援施設等に対する緊急的な支援を目的として、食材料費を助成するための仙北市障害者支援施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、仙北市補助金等交付規則（平成17年9月20日規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象施設)

第2条 申請日時点で障害福祉サービス等事業所の指定を受けて運営を継続している別表1に掲げる施設とする。

### (助成金の額)

第3条 施設区分ごとに別表2の基準額とする。複数のサービス種別を運営している場合は、各サービス種別の基準額を合算することができるとしている。

### (交付の申請等)

第4条 助成金の支給を受けようとする助成対象施設は、令和7年7月22日までに、令和7年度仙北市障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により、申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 施設別申請額一覧（別紙1）
- (2) 施設別個票（別紙2）

3 第1項の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

### (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が、令和7年9月30日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合、その旨を県に報告するとともに、別表2の備考3に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を食材料費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

### (交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条第1項の申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、仙北市障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は仙北市障害者支援施設等物価高騰対策事業補助金不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、市から当

該申請者に連絡し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

- 2 市長は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第14条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の取消し)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の处分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成金の支給の決定を受けた者は、助成金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

別表1

施設区分	サービス種別
入 所 系	施設入所支援
	宿泊型自立訓練
	共同生活援助（介護サービス包括型）
	共同生活援助（日中サービス支援型）
	共同生活援助（外部サービス利用型）
	短期入所
	福祉型障害児入所施設
通 所 系	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	児童発達支援
	放課後等デイサービス
備 考	

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 市町村立の施設等（指定管理を含む。）は補助対象外とする。 |
| 2 空床利用型の短期入所は、補助対象外とする。        |

別表2

施設区分	基 準 額
入 所 系①	定員1名当たり5,000円に申請日時点の定員数を乗じた額
入 所 系②	定員1名当たり3,300円に申請日時点の定員数を乗じた額
通 所 系	定員1名当たり1,650円に申請日時点の定員数を乗じた額
備 考	
1	入所系①は共同生活援助(日中サービス支援型)、福祉型障害児入所施設とする。
2	入所系②は施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助(介護サービス包括型)、共同生活援助(外部サービス利用型)、短期入所(空床型除く)とする。
3	複数のサービス種別を運営している施設等は、サービス種別ごとの基準額を合算することとする。
4	同一市町村内で複数の施設を運営している場合は、施設ごとの基準額を合算することとする。
5	補助対象期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。
6	新規開始、休止又は廃止により、補助対象期間における運営期間が5か月以下となる場合は、上記の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は運営月数に含める）を乗じて6で除した額を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については、上記の施設等の休止には含まないこととする。また、基準額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるのこととする。
7	食事の提供を行っていない事業所又は食事の実費の全額を利用者から徴収している事業所は除く。